

日吉津村次世代育成支援行動計画

(日吉津村子育て応援プラン)

平成18年1月

鳥取県西伯郡日吉津村

はじめに

子どもは、その親にとってかけがえのない存在であるだけでなく、将来の社会を担う大事な「宝」であります。

しかしながら、近年、出生率の低下等による少子化が進行し、将来の社会経済や国民生活のみならず、子どもたちの健全な成長にも深刻な影響が出るのが懸念されています。

本村においては、出生数が著しく減少しているとは言えませんが、都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化、子育てにかかる経済的負担の増大など、子育てにとって厳しい状況があることは否めません。

このような状況の中、国・地方公共団体・企業の三者が集中的に少子化対策に取り組むための「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことに伴い、本村におきましても、21世紀を担う子どもたちを安心して、そして健やかに産み育てることができるよう、取り組みの基本的指針として、「日吉津村次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画は、「みんなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」を基本理念として、楽しくかつ喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体で支援していくという観点から策定しており、子どもたちだけでなく、われわれ大人や地域全体もいっしょに成長できるようなむらづくりを目指しています。

計画を着実に進めるため、皆様のご理解と積極的なご参加、ご協力をいただきますようお願いいたしますとともに、計画の策定にあたりご尽力いただきました関係各位に、心より感謝を申し上げます。

平成18年1月

日吉津村長 石 操

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2節 日吉津村の概況	3
1 人口の推移	3
2 世帯数の推移	3
3 就業構造	4
4 出生の状況	5
第3節 子育て支援サービスの概況	7
1 保育所	7
2 乳幼児健康支援サービス事業（病後児保育）	7
3 児童館	8
4 母子保健事業	8
5 子育てサークル	9
6 放課後児童対策	10
第4節 計画の基本的方向	11
1 基本理念	11
2 基本的視点	11
3 施策の重点課題	14
第2章 施策の目標及び計画	16
第1節 地域における子育ての支援	16
1 地域における子育て支援サービスの充実	16
2 子育て支援のネットワークづくり	17
3 保育サービスの充実	17
4 放課後児童対策の推進	18
5 仕事と家庭の両立支援	18

第2節	母子の健康の確保及び増進	20
1	子どもや母親の健康の確保	20
2	「食育」の推進	21
3	思春期保健対策の充実	22
4	小児医療の充実	22
第3節	子どもを健やかに育む教育環境の整備	23
1	次代の親の育成	23
2	学校の教育環境等の整備	23
3	家庭や地域の教育力の向上	24
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	24
第4節	子育てにやさしいむらづくり	26
1	子育てに配慮した施設等の整備	26
2	安全な遊び場の確保	26
3	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	27
4	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	27
第5節	要保護児童等への対応	29
1	児童虐待防止対策の充実	29
2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	29
3	障害児施策の充実	30
4	要保護児童対策地域協議会の設置及び運用	31
第6節	目標事業量	32
第3章	計画の推進体制	33
1	庁内体制の整備	33
2	住民参画による計画の推進	33
3	計画の進行管理	33
	日吉津村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	34

第1章 計画の概要

第1節 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国において少子化の問題が叫ばれるようになったのは、平成2年に合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの数）が1.57とそれまでの最低を記録した、いわゆる「1.57 ショック」が契機とされています。これ以降、「少子化対策推進基本方針」とそれに沿った「エンゼルプラン（児童育成計画）」等に基づく各種の少子化対策が推進されてきたところですが、最近では「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因も加わり、依然出生率の低下に歯止めがかかっていません。最近の数字でも1.29と人口を維持するのに必要な水準（2.08）を大幅に下回っており、わが国の人口は、すでに減少局面に入ったといわれています。

少子化の背景としては、晩婚化による未婚率の上昇、子育てにかかる経済的負担の増大などが挙げられていますが、急速な少子化により、労働力人口の減少、現役世代の負担の増大などの経済的影響のみならず、子ども同士の交流の機会の減少などにより、豊かな人間関係や社会性が育まれなくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念されています。

このため国では、少子化の流れを変えるため、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など5つの柱に沿った「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を定めるとともに、「次世代育成支援対策推進法」を制定（平成15年7月）し、今後10年間において推進すべき次世代育成支援対策の基本理念や、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明確にしました。

この中で、地方公共団体においても次世代育成支援のための具体的な行動計画を策定することが義務付けられたことから、本村の地域特性、住民ニーズに対応した次世代育成支援対策の指針としてこの計画を策定するものです。

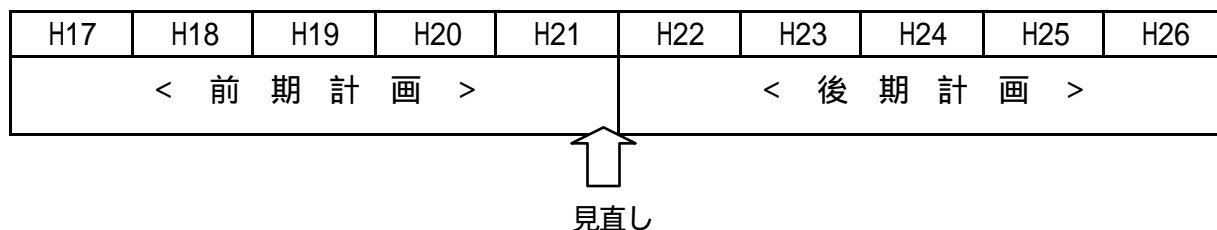
2 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき、21世紀を担う子どもたちを安心して健やかに産み育てることができるよう、本村における総合的かつ具体的な次世代育成支援策を計画的に進めるための指針として定めるものです。

なお、「第5次日吉津村総合計画」との整合性に留意するとともに、従来別に定めていた「日吉津村母子保健計画」については、今後、この計画に包括することとします。

3 計画の期間

この計画は、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2010年度）までの5か年計画（前期計画）とし、平成21年度に必要な見直しを行い、平成22年度（2011年度）から平成26年度（2015年度）までの後期計画を策定します。



4 計画の対象

この計画の対象は、18歳未満の本村の子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体とします。

第2節 日吉津村の概況

1 人口の推移

本村の人口は、米子市に隣接するという地理的条件に恵まれ、順調に増加を続けてきましたが、昭和63年をピークに減少しはじめ、平成5年からは横ばい状態が続いていました。ところが、田園土地区画整理事業の完成に伴い、転入者が増加し、平成11年末には、総人口が初めて3,000人を超え、平成17年12月末現在で3,163人となっています。

この区域をはじめとして、本村への転入は今後ゆるやかに続くものの、村全域で見れば、すでに人口増加は鈍化し、横ばいの傾向にあります。また、我が国の人口がすでに減少局面に入ったことを踏まえると、平成22年度には3,196人程度になるものと予想されます。

表1-1 総人口の推移と見通し

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	2,552	2,799	2,830	2,760	2,971	3,163	3,196

表1-2 年齢3階級別人口の推移と見通し

区分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	人口	2,552	2,799	2,830	2,760	2,971	3,163	3,196
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	人口	569	642	562	476	452	469	489
	構成比	22.3%	22.9%	19.9%	17.2%	15.2%	14.8%	15.3%
15～64歳	人口	1,700	1,828	1,865	1,761	1,901	1,983	1,924
	構成比	66.6%	65.3%	65.9%	63.8%	64.0%	62.7%	60.2%
65歳以上	人口	283	329	403	523	618	711	783
	構成比	11.1%	11.8%	14.2%	19.0%	20.8%	22.5%	24.5%

平成12年までは国勢調査、平成17年度は平成18年1月現在の住民課資料

2 世帯数の推移

世帯数は、田園土地区画整理事業の完成に伴い、急速に増加しました。今後も、田園土地区画整理地区内には、ある程度、集合住宅を含めた住宅の建設が見込まれ、若干増えるものと予想されます。

一方、平均世帯人員は、平成7年からは4人を割り込むなど、減少傾向にあり、平成22年には、3.5人程度になる見込みです。

表2 - 1 世帯数の推移と見通し

区 分	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
世帯数	604	676	704	717	838	892	913
平均世帯人員	4.22	4.13	4.01	3.85	3.55	3.55	3.50

平成12年までは国勢調査、平成17年度は平成18年1月現在の住民課資料

表2 - 2 核家族世帯の状況

市町村名	全世帯数 A	核家族世帯 B	割合 (B/A) C	6歳未満のいる核 家族世帯 D	割合 (D/B) E
米子市	49,541	27,559	55.6%	4,711	17.1%
境港市	12,463	7,478	60.0%	1,067	14.3%
西伯町	2,262	1,024	45.3%	66	6.4%
会見町	1,111	478	43.0%	52	10.9%
岸本町	2,011	1,022	50.8%	107	10.5%
日吉津村	836	434	51.9%	66	15.2%
淀江町	2,712	1,293	47.7%	140	10.8%
大山町	1,852	762	41.1%	41	5.4%
名和町	2,151	1,011	47.0%	59	5.8%
中山町	1,453	598	41.2%	33	5.5%

平成12年国勢調査資料

注) 現在、米子市と淀江町が合併して「米子市」に、西伯町と会見町が合併して「南部町」に、岸本町と溝口町が合併して「伯耆町」に、大山町、名和町、中山町が合併して「大山町」になっています。

3 就業構造

人口の増加に伴い、就業人口も増加しましたが、今後は、高齢化も進むことから減少に転ずると予想されます。

また、就業構造は、社会・経済の変化、発展を背景に大きく変化しており、農林業などの第1次産業の従事者が減少する一方で、サービス業を中心とした第3次産業の従事者が増加する見込みで、平成22年には、第1次産業が11%、第3次産業が61%程度になるものと予測されています。

従業地別にみると、村外に勤務されている方が約7割を占め、そのうちの約8割が米子市内に勤務されています。なお、「子育てサービスの利用状況・意向調査」によると、小学校就学前から小学校低学年までの児童のいる家庭では、7割近くが両親とも何らかの仕事に就いているという結果が出ています。

表3-1 就業人口の推移と見通し

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全産業	人 口	1,492	1,521	1,550	1,566	1,690	1,762	1,710
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一次産業	人 口	321	263	263	255	252	229	188
	構成比	21.5%	17.3%	17.0%	16.3%	14.9%	13.0%	11.0%
第2次産業	人 口	488	491	473	443	473	493	478
	構成比	32.7%	32.3%	30.5%	28.3%	28.0%	28.0%	28.0%
第3次産業	人 口	683	766	814	868	965	1,040	1,044
	構成比	45.8%	50.4%	52.5%	55.4%	57.1%	59.0%	61.0%

平成12年までは国勢調査、平成17年度は平成18年1月現在の住民課資料

表3-2 従業地の状況

区 分	総 数	男	女
15歳以上人口	2,521	1,134	1,387
従業者数	1,636	878	758
うち村内従業	539	255	284
うち村外従業	1,049	579	470
（米子市）	837	451	386
（境港市）	31	20	11
（西伯町）	14	10	4
（岸本町）	17	10	7
（淀江町）	68	37	31
（大山町）	19	12	7
（名和町）	17	10	7
（その他）	46	29	17
うち県外従業	48	44	4

平成12年国勢調査資料

4 出生の状況

本村の出生数は、平成10年度までは30人以下で推移していましたが、平成11年度以降は30人を超えています。

しかし、この中には共同住宅入居者が多く、ほとんどが、小学校就学前には転出される実態があり、出生数の増加により子どもの絶対数が必ずしも増えているとは言えません。

表4 妊娠届出数及び出生数の推移

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
届出	23	15	27	29	23	42	38	33	32	32
出生	27	27	27	29	33	47	35	39	32	32

4月1日から3月31日までの数

表5 乳幼児数の推移

年 度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成11年度	32	27	27	26	22	27	161
平成12年度	29	34	27	31	27	24	172
平成13年度	44	29	36	29	31	28	197
平成14年度	35	45	29	37	29	33	208
平成15年度	30	30	44	28	35	32	199
平成16年度	32	29	30	38	26	31	186
平成17年度	27	30	28	27	37	25	174

各年度4月1日現在の状況

第3節 子育て支援サービスの概況

1 保育所

保育所は、保護者等が就労などの事由により家庭で保育できない場合に、保護者からの委託を受けて乳幼児の保育を行う施設で、本村には、村立の保育所（定員120名）が一か所あります。

延長保育、障害児保育、地域活動など保育内容の充実に取り組んでおり、平成15年4月からは乳児（満6か月以上）の受入れを行っています。

また、勤務等の都合により村外保育施設への入所を希望される場合は、近隣市町村と連携をとり、可能な限り対応しています。

表6 - 1 入所児童の状況（日吉津保育所）

年 度	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳以上児	計
平成 12年度		26	22	39	87
平成 13年度		23	21	50	94
平成 14年度		32	29	51	112
平成 15年度	1	31	15	54	101
平成 16年度	3	28	30	48	109
平成 17年度	4	27	18	48	97

各年度4月1日現在の入所者数

表6 - 2 広域入所の状況

年 度	区 分	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳以上児	計
平成 14年度	委 託		4	1		5
	受 託		1	1	1	3
平成 15年度	委 託	1	1	3	1	6
	受 託		2		1	3
平成 16年度	委 託		1	2	4	7
	受 託		1	1	2	4
平成 17年度	委 託		1		5	6
	受 託		2	1	2	5

各年度4月1日現在の状況。委託は村外施設への入所、受託は村外からの受入を示す。

2 乳幼児健康支援デイサービス事業（病後児保育）

小学校就学前の乳幼児で、病気の回復期にあつて保育所等に行くことができず、かつ保護者が仕事の都合等で家庭で保育できない場合に、乳幼児を一時的に預かる事業です。

本村では、米子市にある病後児保育施設と委託契約を結び、事業を実施しています。

第1章 第3節 子育て支援サービスの概況

表7 乳幼児健康支援サービス事業（病後児保育）の状況

委託施設名	所在地	費用	個人負担金	年間延利用者
ヘアーステイビセンター	米子市榎原 1889-6	9,500円/日	2,500円/日	11

平成16年度実績

3 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにする児童厚生施設で、村内には村立の施設が一カ所あります。

共働きの家庭が増加するなか、児童館の果たす役割はますます重要になってきており、利用者も年々増加しています。

平成14年度からは、子育て支援の一貫として、小学校児童の利用がない午前中の時間を利用して施設の開放を行っています。

表8 児童館の利用状況

区分	平成9年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度
4月	714	1,074	1,432	1,822
5月	837	1,097	1,652	2,132
6月	756	1,261	1,823	2,113
7月	711	1,074	1,487	1,946
8月	291	627	888	1,029
9月	654	1,007	1,567	1,972
10月	713	1,081	1,853	2,211
11月	622	1,059	1,702	1,985
12月	610	941	1,446	1,917
1月	565	837	1,324	1,714
2月	560	1,021	1,583	1,836
3月	639	1,040	1,504	1,956
計	7,672	12,119	18,261	22,633
低学年	6,673	10,837	14,472	17,803
高学年	999	1,282	3,789	4,730

延利用人員

4 母子保健事業

妊娠・出産そして育児の時期を通じて医学的管理と保健指導等を行い、母子の健康の保持及び増進を図るとともに、親となる前から情報提供、指導等を行うことにより、育児への不安、悩みの解消に努めています。

表9 母子保健の主な事業

区分	事業名	対象者等	備考
健康診査	妊産婦健康診査	前期・後期	医療機関委託
	乳幼児健康診査	3～4月・9～10月	医療機関委託
	乳幼児健康診査	5～7・11～13月	集団・年4回
	1歳6か月児健康診査	18～23月	集団・年4回
	2歳児健康診査	2～2歳4か月	集団・年4回
	3歳児健康診査	3～3歳4か月	集団・年4回
	5歳児健康診査	5歳2か月～11か月	集団・年2回
訪問指導	妊産婦訪問指導	初産婦・経産婦	随時
	新生児訪問指導	新生児・乳児	随時
学級・講習	妊婦教育(プレママの集い)	妊娠中期～後期の妊婦	年3回
	離乳食講習	離乳期の子と親	年3回
歯科保健	歯科検診・フッ素塗布	1歳6か月～5歳	年4回
その他	ブックスタート	5～7か月	年4回

5 子育てサークル

都市化が進行し、地域での住民同士のつながりが希薄化するなか、子育て中の親子が遊びや行事を通して交流し、その中でお互いの情報を交換したり、悩みを相談したりする場として重要な役割を果たしています。

1)子育てサロン

月1回(毎月第2木曜日)開催され、保育士や保健師等の専門職も参加して、情報提供や育児相談等を行っています。

2)子育てサークル「ひまわり」

育児経験豊富なボランティアの協力のもと、気軽に親子が集える場として、毎週水曜日に開催されています。

3)絵本サークル「うさぎのしっぽ」

絵本の読み聞かせや、集団あそび、製作あそびなどをしながら、子どもの豊かな情操を育てています。

表10 子育てサークルの活動状況

名称	活動場所	活動日	主管
子育てサロン	社会福祉センターほか	毎月1回(水曜日)	日吉津村教育委員会
子育てサークル「ひまわり」	社会福祉センター	毎週水曜日	自主サークル
絵本サークル「うさぎのしっぽ」	保育所・中央公民館ほか	随時	自主サークル

6 放課後児童対策

1)放課後児童クラブ

小学校3年生までの昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、遊びを主とした健全育成活動を行っています。

2)カルチャー少年塾

スポーツ少年団に加入していない小学生を対象とし、文化活動や自然体験などを通じて、異世代間の交流や仲間づくりを図っています。平成14年度からは、学校週5日制への対応として、土曜日に開催しています。

表11 放課後児童クラブ(こすもす会)の状況

年 度	1年生	2年生	3年生	計
平成10年度	15	13	10	38
平成11年度	12	12	6	30
平成12年度	17	12	6	35
平成13年度	13	23	19	55
平成14年度	19	17	19	55
平成15年度	22	20	14	56
平成16年度	21	20	15	56
平成17年度	28	28	20	76

入会申込者の各年度4月1日の状況

第4節 計画の基本的方向

1 基本理念

子どもは、その親にとってはもちろんのこと、将来の日吉津村を支えていく一員として、地域全体の「宝」であるといえます。

その子どもたちの健やかな成長に第一義的な責任を有するのは、親であることは言うまでもありませんが、社会環境の急激な変化により、子どもを産み育てにくい現状があり、楽しくかつ喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体で支援していくことが求められています。

そこで、この計画の基本理念を

み 皆んなで支え はぐく 育もう じだい にな 次代を担うひえづの子

とし、行政・地域・家庭が次世代育成支援（子育て支援）の重要性について共通認識を持つとともに、相互に連携、支え合いながら、子どもだけでなく、大人、そして地域もいっしょに成長できるようなむらづくりを目指します。

2 基本的視点

基本理念と合わせ、この計画の内容については、以下の八つの視点に立ったものとします。

子どもの利益の尊重

我が国は、「子どもの権利に関する条約」の締約国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが求められています。

このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは、多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮します。

次代の親づくり

次世代育成は次代の親づくりとの認識のもと、中高校生を中心に、子どもを思いやり、愛する気持ち、また親となる責任や子育ての意義を実感できるようにすることが重要です。

特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組みを進めていきます。

利用者ニーズへの柔軟な対応

核家族化や都市化の進行等、社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化してきていることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組みを推進していきます。

地域社会全体による支援

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、企業を含めた地域社会全体の協働のもとに取組みを進めていきます。

すべての子どもと家庭への支援

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取組みを推進していきます。

地域における社会資源の効果的な活用

本村においては、子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等の民間事業者、主任児童委員等が活動しているとともに、自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した取組みを進めていきます。

また、保育所、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用

を図っていきます。

サービスの供給量、質の適切な確保

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量と質を適切に確保することが重要です。

このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

地域特性を踏まえた取組みの推進

都市部と農山漁村の間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、都市化の進行や人口増加といった本村の特性を踏まえた主体的な取組みを進めていきます。

3 施策の重点課題

本村の子育て支援の現状と課題、「子育てサービスの利用状況、意識調査」の結果を踏まえ、次に掲げる点を重点課題として、次世代育成支援のための施策を推進します。

1．地域における子育ての支援

子育てに関わるさまざまな不安や悩みを解消できるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の整備を図るとともに、次世代育成の意識啓発、関係団体のネットワーク化などを通じて、地域ぐるみで子育てを支援していきます。

また、保育サービスや放課後児童対策など、仕事と子育ての両立を支援する施策の充実を図っていきます。

2．母子の健康の確保及び増進

母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に、そして安心して子どもを産み育てられるよう支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じた健康の維持・増進を図ります。

また、望ましい食生活の定着、医療体制の充実などを図りながら、生涯にわたる健康の基礎を築きます。

3．子どもを健やかに育む教育環境の整備

子どもたち一人ひとりの個性と無限の可能性を伸ばし、豊かな人間性と生きる力を育むため、学校教育における学習内容の充実と環境整備を図ります。

また、男女平等教育や乳幼児とのふれあいを通じて、次代の親を育成するとともに、身近な家庭や地域においても適切な教育、指導ができるよう、学習機会や情報の提供などを行います。

4．子育てにやさしいむらづくり

公共施設を中心に、子育て家庭に配慮した改善、バリアフリー化等を進め、子育て中の家庭が安心して出かけられるようにするとともに、子どもたちが安全にのびのびと遊べる環境づくりを進めます。

また、子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、道路等の整備、交通安全教育や

防犯対策などを進めるとともに、万一被害にあった場合の心のケアなどにも配慮していきます。

5. 要保護児童等への対応

子どもの命や人権に関わる児童虐待の早期発見と防止、迅速な対応を図るとともに、不登校・ひきこもり児など保護を要する児童の適切な処遇に努めます。

また、障害のある子どもやひとり親家庭など特に配慮を必要とする方への対策を推進していきます。

第2章 施策の目標及び計画

第1節 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

【現況と課題】

都市化、核家族化が進行するなかで、地域における人間関係が次第に希薄化し、子育てに関する悩みなどを抱えていても、相談する人がいなかったり、情報を得る方法がわからないなど、それを解決することが困難な状況にある家庭が増えています。

こうした悩み・不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、行政、地域、家庭それぞれが、子育ての意義・重要性について共通認識を持ち、相互に連携、支え合いながら、全体で子育てを支援する基盤の形成が急務となっています。

そこで、地域住民への意識啓発を積極的に行うとともに、子育て支援の拠点や相談体制の整備に取り組む必要があります。

また、将来的には、保育を願っていたい人と保育したい人それぞれを会員として登録し、その仲立ちを行う「ファミリー・サポート・センター事業」など、子育てを相互に支え合うシステムの導入を検討していきます。

【施策の方向】

子育て支援センターを設置し、育児に関する相談や情報提供等を行い、地域における子育て支援の充実を図ります。

村のホームページを活用するなど、子育て支援に関する情報提供を積極的に行います。

地域全体で子育てを支援していくことの意義・重要性について、講演会の開催など村全体で共通認識を深めるための啓発活動を推進します。

2 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

村内では、民生児童委員、子育てサークル、絵本サークルなど子育てに関わるさまざまな組織・団体が活動しておられます。

子育て支援サービス全般の質の向上を図るために、これらの組織・団体をネットワーク化し、情報交換や相互の連携を深めることが重要であるとともに、新たな人材を発掘、養成し、子育て支援の輪を地域に広げていくことが必要です。

【施策の方向】

子育て支援センターを中心に子育て関係組織・団体のネットワークを構築します。研修等を通じて、子育てを支援する人材の発掘・養成に努めます。

2 保育サービスの充実

【現況と課題】

保育サービスの中心的役割を担う保育所は、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有しています。

本村には、村立の保育所が1ヵ所あり、102名（平成17年4月1日現在）の乳幼児を受け入れています。入所児は年々増加する傾向にあり、特に入所年齢の低年齢化が顕著になっています。

延長保育、地域活動事業（入所前交流など）、障害児保育など保育メニューの充実に取り組んでおり、平成15年4月からは、満6か月以上の乳児（0歳児）の受け入れを行っています。今後も、サービスの直接の受け手である児童の利益が最大限尊重されるよう配慮しながらサービスの充実を図る必要があります。

そのためには、保育士の適正配置や資質の向上、施設整備等多様な保育サービスに対応できる体制づくりを図る必要があります。

また、病気の回復期にある子どもを対象とした保育サービス（病後児保育）については、現在、乳幼児健康支援サービス事業を実施しているところですが、引き続き制度の周知を行い、利用促進を図る必要があります。

【施策の方向】

入所児の低年齢化に対応するため、保育士の適正配置と資質の向上を図ります。
開所時間の延長については、ニーズに応じて柔軟に対応します。
村外保育所への入所（広域入所）については、他自治体との連携を密にして可能な限り対応します。

4 放課後児童対策の推進

【現況と課題】

核家族化の進行と共働き家庭の増加などにより、放課後、帰宅しても保護者等のいない児童が年々増えています。

こうした状況に対応するため、本村では、児童館を設置し、小学校6年生までの児童を対象に、遊びを主とする健全育成活動を行っているところです。

また、平成14年4月から完全学校週5日制が導入されたことに伴い、土曜休業日対策や、児童館を利用できない子どもたちへの対策などを進め、より一層、児童の健全育成を図る必要があります。

【施策の方向】

障害児の受入、利用時間の延長などニーズに応じて柔軟に対応します。
カルチャー少年塾等、土曜休業日対策を充実していきます。

5 仕事と家庭の両立支援

【現況と課題】

できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識など、仕事と家庭生活の両立を阻害する諸要因を解消していく必要があります。

また、保育サービスや放課後児童健全育成事業などの充実のほか、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度の広報・啓発、情報提供等について、国・県・関係団体と連携を図りながら、積極的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

国、県と連携をとりながら、事業所等への働きかけを行います。

第2節 母子の健康の確保及び増進

本村では、平成9年3月に「母子保健計画」を策定し、「子どもたちが心も体も健やかに育つ村づくり」をテーマに、村の健康課題に対応した母子保健施策の充実に向けた取組みを推進してきました。

一方で、核家族化や都市化の進展、地域の育児支援力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、育児不安・ストレスの増大、子どもの心の問題、児童虐待など新たな課題が生じてきたため、内容を見直し、平成15年6月から第2次計画をスタートしたところですが、今後は、基本的枠組みをこの行動計画の中に包括して対策を推進することとします。

1 子どもや母親の健康の確保

【現況と課題】

子どもを産み育てていく過程においては、大きな喜びを感じる一方で、さまざまな不安・悩みも見られます。出産前後の健康管理と合わせ、こうした育児不安をいかに解消していくかが大きな課題となっています。

また、子どもたちが生涯にわたり健康な生活を送るためには、生れたときから一貫した健康管理・増進を図る必要があります。

子どもや母親の健康の確保は、当事者だけの問題にとどまらず、本人を取り巻く周囲の人的環境や物的環境などあらゆることが影響を及ぼすことが明らかになってきており、行政、地域、保育所、学校、家庭等が十分な連携を保ちながら取組みを進めていくことが重要です。

健康診査の充実

妊婦及び乳幼児に対する健康診査については、従来から医療機関委託及び集団で実施しているところですが、育児支援、児童虐待の早期発見・防止の観点も併せ持ちながら、受診率の向上とともに、受診者の満足度が上がるよう努める必要があります。

さらに、「学習障害(LD)」や「注意欠陥多動性障害(ADHD)」など、発達上特に配慮を要する子どもへの支援が課題となっています。

父親の育児参加の促進

つくとともに子どもの健やかな成長・発達を促すことから、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。

相談体制の充実

母親の出産前後の心身両面のケアはもとより、育児不安やストレス、子どもの心の健康、児童虐待など様々な問題について、常時相談に応じられる体制づくりも必要です。

【施策の方向】

小学校就学前における精神発達上の問題（学習障害等）の早期発見のため、5歳児健診を実施します。

育児学級等への父親の積極的な参加を促すとともに、夫婦で共に産み育てる実感もてるよう内容を工夫していきます。

子育て支援センター等関係機関と連携をとり、いつでも気軽に相談ができる体制の整備を図ります。

2 「食育」の推進

【現況と課題】

「食べる」ことは、生命維持の根本であるとともに、心身の発達や健康保持に重要な役割を果たしています。しかしながら、朝食を摂らない人が増えるなど食生活の乱れや食品添加物の問題等、食を取り巻く環境は、憂慮すべき状況にあります。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着など、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、食生活改善推進委員会や学校等関係機関と連携をとりながら、さらなる取組みを進めていく必要があります。

【施策の方向】

食の重要性、意義を再認識できるよう、啓発活動を推進します。

関係機関と連携し、食育推進のための教育（講座等）を実施します。

3 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、人間の一生の中で身体及び精神面における発達が著しい時期ですが、一方で身体と精神の成長が不均衡になりがちで、性行動の低年齢化、薬物乱用、引きこもりなど、多くの社会的問題が発生しています。

この時期の問題への対応が将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤形成、母性・父性の育成において重要な時期と位置づけ、学校、地域と連携をとりながら相談体制の強化や健康教育の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

思春期におけるさまざまな問題について学習する機会を設けるとともに、啓発活動を推進します。
学校保健と地域保健の連携を密にし、相談体制の充実を図ります。

4 小児医療の充実

【現況と課題】

村内には小児科の専門医院はないものの、近隣の米子市内にはかなりの数の小児科医院が存在し、恵まれた環境にあるといえますが、引き続き、かかりつけ医の定着と小児救急医療体制の整備に努めていく必要があります。

【施策の方向】

かかりつけ医の定着を図るため、必要な情報提供を行います。
広域的な枠組のなかで、小児医療のあり方等について検討していきます。

第3節 子どもを健やかに育む教育環境の整備

1 次代の親の育成

【現況と課題】

「次世代育成は次代の親づくりである」との認識のもと、これから親となる世代を中心に、子どもを思いやり、愛する気持ち、また親になることへの責任や子育ての意義を実感できるようにすることが重要です。

また、子育てに限らず、固定的な男女の役割分担意識を改革し、男女共同参画型社会の実現を目指した取組みが必要です。

こうした観点から、乳幼児と触れ合う体験の場を設けるとともに、教育現場等における学習の機会を充実させていくことが必要です。

【施策の方向】

保育所等において、中・高校生が乳幼児と交流する機会を提供します。
学校教育の中で、子育ての意義、男女平等に関する学習を進めていきます。

2 学校の教育環境等の整備

【現況と課題】

学校教育は、生涯にわたる学習の基礎を養い、自主性や創造性を育む場ですが、これまでの知識偏重や形式的な平等主義、画一性を是正し、子どもたち一人ひとりの個性や意欲を尊重するとともに、生きる力を育む教育へと転換を図る必要があります。

いじめや不登校など、子どもの心の問題についても、教育現場において常に点検しながら、指導に努めるとともに、相談できる場・人材の育成が必要です。

また、学校教育の充実を図るには、教育内容だけでなく、子どもたちがのびのびと学べる環境づくりが重要です。

小学校においては、エレベータやコンピュータ教室の設置、給食室のドライ化、耐震工事など、施設・設備の充実が図られてきたところですが、体育館として使用している

村民スポーツセンターの老朽化が目立つため、今後、改築が必要になっています。

【施策の方向】

小学校体育館（講堂）の早期新築を目指します。
「総合的な学習」等、子どもたちの生きる力を育む教育を推進します。

3 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

核家族化や都市化の進展とともに、世代間、地域内での人間関係が希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が問題となっています。

基本的倫理観、他人に対する思いやり、社会的なマナー、自制心や自立心などを育成するうえで家庭における教育がなにより重要ですが、共働き家庭が増えているなかで、子どもに関わる時間が少なくなっているのが現状であり、家庭の教育力向上を支援するため、学習機会や情報提供を進めていく必要があります。

また、地域における人と人とのつながりが弱まるなか、子どもたちが家族以外との豊かな人間関係を築く機会が少なくなっています。さまざまな技能や知識、経験等を持つ地域の人材を活用しながら、自治会等地域コミュニティにおける異世代間の交流活動などを推進していくことが必要です。

【施策の方向】

育児に関する研修会や講演会などを通じて、家庭の教育力向上を図ります。
自治会等における異世代の交流など地域の教育力を高める活動を支援していきます。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対して悪影響を及ぼすことが懸念されています。

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけるなど、有害環境排除への取組みを進める必要があります。

【施策の方向】

関係機関と連携をとり、村内の有害環境の調査・浄化活動を推進します。

第4節 子育てにやさしいむらづくり

1 子育てに配慮した施設等の整備

【現況と課題】

車社会の進展により、道路等の交通環境の整備が進められていますが、段差、障害物など、幼児連れで外出するときに危険と思われる箇所がまだまだ見受けられます。

また、公共施設のバリアフリー化が進んでいるものの、授乳やおむつ交換をする場所がないなど、子育てしやすい環境という面ではまだまだ不十分であり、今後、整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

歩道の整備等、危険箇所の解消に努めます。
公共施設への授乳スペースやおむつ交換場所の設置を推進します。

2 安全な遊び場の確保

【現況と課題】

子どもの健全な成長にとって、「遊び」は重要な要素です。本来、子どもの遊び場は地域に広がっていて、そこでは、異年代間の人々との交流・体験も行われていました。しかし、最近の子どもは屋外で仲間と一緒に遊ぶことや地域社会と関わる機会が少なくなっており、本村においても、普段、家の中で一人で過ごす子どもが多くなっています。

子どもたちが、安心して遊べる場所や交流・体験ができる場を確保することが重要です。

【施策の方向】

自治会公民館等にある遊び場の整備を図ります。
子どもたちが安心して遊べる場所として、公共施設の開放を進めます。

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現況と課題】

今や車は、私たちの生活になくてはならない存在となっていますが、一方で悲惨な交通事故が後を断ちません。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、交通安全協会等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【施策の方向】

チャイルドシートの着用の徹底を図ります。
教育現場等における安全教育や体験・実践型の交通安全教室の開催などを通じ、交通安全意識の高揚を図ります。

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現況と課題】

全国的な犯罪の凶悪化等を背景に、犯罪に対する安全性の確保、安全で平穏な地域社会の形成が最重要視されています。特に、幼児等を対象とする誘拐事件や下校途中の児童等に声をかける事件が後を絶たない状況にあることから、その対策が急務となっています。

学校や保育所などそれぞれの施設において、子どもの安全を守る対策（緊急通報システム・防犯ベル）を図っているところです。また、登下校時など普段目の行き届きにくい部分について、箕蚊屋中学校ではPTAを中心に「地域安全連絡会」が結成され、ボランティアによる「青色回転灯地域安全パトロール」が実践されていますし、小学校でもボランティアによる「日吉津村こどもの安全見守り隊」が結成され、下校時を中心に地域みんなで子どもの安全を確保する活動が行われています。

地域のコミュニケーションが活性化し、お互いに暖かい声かけができたり、顔見知りの関係が生まれることが、子どもの安全や防犯への大きな一歩といわれています。登下校時にはバラつきがあり、安全確保の難しさがある中、地域の方々の協力による通学

路の見守りなど、学校、家庭、地域との連携による子どもの安全確保対策を一層充実させていく必要があります。

【施策の方向】

防犯ブザー等の対策用品の普及を図ります。

「こどもかけこみ110番」など地域で子どもを見守る運動を推進します。

事件・事故発生時の迅速な情報の共有化やネットワーク化を図ります。

第5節 要保護児童等への対応

1 児童虐待防止対策の充実

【現況と課題】

近年、社会の急激な変化に伴い、児童に対する虐待が増え、中には虐待を受けた児童が死に至るケースもあり、大きな社会問題となっています。

こうした動きを受けて、平成12年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童に対する虐待の禁止、発見したときの通告義務、発見への努力義務、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護のための措置等が定められました。

本村では、平成13年12月に主任児童委員、学校ほか各関係機関を構成員とする「児童虐待防止ネットワーク」を設置し、研修や互いの情報交換などを行いながら、虐待の早期発見、防止に努めていますが、児童福祉法の改正により、平成17年4月から虐待を含む児童に関する相談業務の第一義的窓口が市町村とされたことから、体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

関係機関の連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、防止と迅速な対応に努めます。
緊急を要する事例について、休日、夜間等でも対応できる体制を整備します。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現況と課題】

離婚の増加等により、ひとり親家庭が急増している中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必

要です。

【施策の方向】

ひとり親家庭が相談しやすい体制の充実を図ります。
児童扶養手当や医療費助成などの制度周知と適正な利用を促進します。

3 障害児施策の充実

【現況と課題】

子どもの健全な発育を促進するとともに、親が安心して子育てに取り組むことができるよう、子どもの発育の状態を適確に把握し、発達の遅れなどの心配があるときには、迅速に対応していくことが欠かせません。

障害のある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・保健・教育の分野が連携し、健診や障害児保育・教育など一体的なサービスの提供に努めていきます。

障害児（者）の福祉サービスについては、これまで障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきましたが、新たに「障害者自立支援法」が制定され、平成18年度から共通の制度の下で市町村が一元的に提供することになりました。支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、制度の内容や利用方法などについて、対象者への周知を図る必要があります。

【施策の方向】

障害や発育の遅れの早期発見に努めるとともに、各分野の連携を強化して、一体的な支援を行います。
障害者自立支援法に基づく支援サービスの周知に努め、障害のある子どもの状態に応じたサービスの利用を促進します。

4 要保護児童対策地域協議会の設置及び運用

【現況と課題】

社会の急激な変化とともに、虐待を受けている子どもをはじめ、不登校・引きこもり児など保護を要する児童が増加し、その態様も多岐にわたっています。

児童福祉法の改正により、児童に関する相談及びこれに付随する調査・指導業務は市町村が行うことになりましたが、こうした要保護児童の早期発見や適切な処遇を図るためには、行政内部の体制整備はもちろんのこと、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、密接な連携のもとで対応していくことが重要であり、情報交換や支援内容の協議を行う組織の設置が求められています。

【施策の方向】

要保護児童対策地域協議会を早期に設置し、要保護児童の適切な処遇を図ります。

第6節 目標事業量

国が定める特定14事業に係る平成21年度までの目標事業量（見込み）は、下表のとおりです。

通常保育事業		平成 17 年度	平成 21 年度	夜間保育事業	平成 17 年度	平成 21 年度
公立	0 歳 児	6	9	定 員		
	1・2歳児	31	36	箇所数		
	3 歳 児	35	30	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		
	4歳以上児	48	45	定 員		
	合 計	120	120	箇所数		
私立	0 歳 児			休日保育事業		
	1・2歳児			定 員		
	3 歳 児			箇所数		
	4歳以上児			放課後児童健全育成事業		
	合 計			定 員	70	70
合計	0 歳 児	6	9	うち1～3年	55	55
	1・2歳児	31	36	箇所数	1	1
	3 歳 児	35	30	うち1～3年	1	1
	4歳以上児	48	45	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）		
	合 計	120	120	派遣型		
延長保育事業				年間延派遣回数		
30分	定 員	10	0	施設型	定 員	1
	箇所数	1	0			
1時間	定 員	0	15	箇所数		
	箇所数	0	1			
2時間	定 員			子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	箇所数			定 員		
3時間	定 員			箇所数		
	箇所数			一時保育事業		
4時間	定 員			定 員		
	箇所数			箇所数		
5時間	定 員			特定保育事業		
	箇所数			定 員		
6時間	定 員			箇所数		
	箇所数			ファミリーサポートセンター事業		
7時間	定 員			箇所数		1
	箇所数			地域子育て支援センター事業		
合計	定 員			箇所数		1
	箇所数			つどいの広場事業		
				箇所数		

第3章 計画の推進体制

1 庁内体制の整備

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、産業経済など、庁内の多岐の分野にわたっています。そのため、本計画の実施にあたっては、庁内の連携を密にし、各年度において、実施状況を総合的に把握、点検しつつ、その後の対策を推進していきます。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実行していくには計画の進捗状況の定期的な点検と評価が必要です。庁内だけでなく、次世代育成支援対策地域協議会においても、計画の点検・評価を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。

3 住民参画による計画の推進

地域全体で子育てを支援するためには、住民や関係団体、事業所の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等によりわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努めるとともに、住民参画による次世代育成支援を推進していきます。

日吉津村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区 分	選 出 母 体	氏 名	備 考
児童保護者	日吉津小学校PTA	前 田 昇	
	日吉津保育所愛護会	藤 波 敦 夫	
子育て支援関係者	子育てボランティア	松 田 美恵子	
	絵本サークル	木 村 薫 代	
	子育てサークル	山 福 聖 子	
		森 田 晴 美	
日吉津村社会福祉協議会	破 戸 志 朗		
主任児童委員	主任児童委員	藤 山 侑 子	
		高 塚 暁 美	
教育関係者	日吉津村教育委員会	長谷川 貞 子	
	日吉津小学校	松 本 靖 史	
学識経験者等	日吉津村老人クラブ連合会	後 藤 敏 彦	
	日吉津村議会	江 田 加 代	
	日吉津保育所	浜 辺 サダ子	
	日吉津村立児童館	齋 下 博 三	